

## 第30回長野県景観審議会議事録

平成15年7月28日(月)午後1時30分から  
長野県庁 本館3階 特別会議室

第30回 長野県景観審議会：議事要旨

日時：平成15年7月28日(月)午後1時30分から

場所：長野県庁 本館3階 特別会議室

出席者：

- ・ 審議会委員 新井 優：一級建築士  
(13名) 市川 美季：情報誌編集長  
出澤 潔：一級建築士  
上原 修：長野県広告美術塗装業協同組合連合会副会長  
奥谷 巖：信州大学工学部教授  
笠井 篤：環境科学研究者  
唐沢 彦三：小布施町長  
木下 徳康：写真家  
久米 えみ：一級建築士  
小坂 保司：長野県広告美術塗装業協同組合連合会会長  
関 邦則：一級建築士  
滝澤 かね子：環境デザイナー  
堀 金 亀代志：長野県景観形成住民協定連絡会議会長
- ・ 長野県 中村 芳久：住宅部長  
伊藤 袈裟秋：建築管理課調整幹兼課長補佐  
中村 茂弘：建築管理課景観形成推進幹兼景観係長 他

配布資料

- 1 - 1 屋外広告物条例について
- 1 - 2 屋外広告物禁止地域の指定について
- 2 景観条例の見直しに係る答申について
- 3 景観施策の現況について
- 参考資料 美しい国づくり政策大綱(国土交通省)

## 1 開会 伊藤調整幹

お待たせ致しました。

ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。

私、本日進行を務めます建築管理課調整幹兼課長補佐の伊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに中村住宅部長よりごあいさつ申し上げます。

## 2 中村住宅部長あいさつ

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ、当審議会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから県の景観形成の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対しまして、深く感謝申し上げます。

本日、御審議をお願い致します案件は、「屋外広告物禁止地域の指定について」の諮問でございます。

屋外広告物の禁止地域指定につきましては、現委員の皆様には審議頂くのは初めてでございます。

屋外広告物条例に基づく禁止地域に指定がなされますと、一定の自己用広告物や地方公共団体が設置する広告物を除き表示が原則禁止となるため沿道の景観が保全されることとなります。

今回はお手元に諮問書を申し上げますとおり、上田市における禁止地域の指定に関して審議をお願いすることになります。本日ご審議の上、答申を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また景観条例の見直しについては、昨年からの審議会において熱心に審議を重ねていただき、去る6月18日に知事に対し答申して頂きましたので、田中知事のコメント等御報告させていただきます。

また、同じく報告事項としまして景観施策の現況についても説明申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

## 3 会議の成立 伊藤調整幹

それでは、これから会議に入ります。本日の会議は、委員15名のところ13名の方が御出席されておまして、長野県景観条例第24条第2項の規定により、会議が成立していることを報告申し上げます。

これからの会議の進行は、長野県景観条例第24条第1項の規定により、会長が議長になることになっておりますので、唐沢会長さんをお願い致します。

唐沢会長あいさつ

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

かねてからご審議頂いて参りました「景観条例の見直しについて」皆様のご協力を頂き、去る6月18日に答申を行いました。ありがとうございました。

本日の審議会におきましては、先ほどの住宅部長からのご挨拶のとおり「屋外広告物禁止地域の指定について」の諮問がありましたので、ご審議いただき、答申をとりまとめていきたいと思っております。

地域の特性を生かした、長野県らしい、より良い景観形成を推進するため有意義な審議が進みますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 4 議事

##### (1) 屋外広告物禁止地域の指定について(諮問)

唐沢会長

それでは、会議事項に入ります前に、本日の議事録に署名していただく委員を指名いたします。奥谷委員さんと木下委員さんをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。事務局から諮問がなされておりますので、「屋外広告物禁止地域の指定について」を議題とします。

中村景観形成推進幹

それでは資料1-1を御覧頂きたいと思っております。昨年の9月20日以降屋外広告物の禁止地域の指定について審議を頂きますのは初めてでございますので、簡単に条例の趣旨等を御説明したいと思っております。この条例につきましては屋外広告物法を受けまして、必要な事項を定めたものです。

趣旨でございますが、美観風致の維持、危害防止のための広告物の規制が趣旨になっております。

条例は地域規制という形で規制がかけられており、物的規制として表示禁止物件と禁止広告物を定めております。表示禁止物件につきましては、広告物の表示等が禁止される物件として橋、街路樹等公衆電話ボックス等が定められております。また禁止広告物としましては、著しく美観風致を害するおそれのあるもの、公衆に対し危害を及ぼす恐れのあるものが定められております。

次に地域指定でございますが、禁止地域・許可地域・特別規制地域に分けて規制を行

っております。今回ご意見いただくのは禁止地域であります。禁止地域につきましては広告物の表示等が禁止される地域でありまして、住居専用地域、風致地区、道路、鉄道等の沿線及び建設予定地、その他必要な地域となりまして、市町村長・審議会の意見を聴き指定することとなっております。国・地方公共団体が設置するもの、自己用看板については適用除外となっております。

許可地域の指定につきましては、広告物の表示などに許可を要する地域でありまして、禁止地域同様、審議会の意見を聴いて指定していくこととなります。

特別規制地域につきましては、地域の特性を生かした美観風致の維持を図ることが特に必要な地域でありまして、現在県内では四力所指定されております。この地域につきましては、市町村長の申し出によりまして審議会の意見を聴き指定することとなっております。

あと条例は、屋外広告業の届出制や講習会についても定めております。資料の1ページにお戻りください。

2の地域指定の現況でございますが、禁止地域につきましては、現在住居専用地域で42市町村、風致地区につきましては、11地区でございます。今回もお願いしております、道路等接続地域については、高速道路3路線、一般道80路線、鉄道3路線になっております。また許可地域につきましては、道路等接続地域においては高速道路3路線、一般道18路線、鉄道3路線等が許可地域となっております。また特別規制地域につきましては、軽井沢町、国道117号線沿道、和田村及び白馬村が特別規制地域になっているところでございます。

おおまかに、屋外広告物条例の概要について御説明申し上げましたけれども、この内容に沿いまして、今回諮問しております内容について、御説明したいと思います。

資料1-1をご覧ください。

今回、屋外広告物禁止地域の指定をお願いする路線は上田市の西部を南下する県道主要地方道上田丸子線のバイパス部分でございまして、都市環状線、通称“上田バイパス”の一部を構成するものです。

図中、中央左側の薄い黄色と青字で屋外広告物禁止地域の指定（案）と矢印で示した870mで青い線でございます。去る14年4月に禁止地域として指定した赤色の区間の延長区間でございます。

なお、関連する路線等の既存規制現況につきましては、図中において、禁止地域を赤い線で、許可地域を黄色い線でそれぞれ示してございますので、今回の指定案とのつながりなどを、併せてご覧頂きたいと思っております。

この道路からは、北に上田市のシンボルである「太郎山」を、南には弘法大師の伝説の「独鈷山（とっこさん）」を、西には雨乞いの「岳ののぼり」が伝わる「夫神岳（おがみだけ）」、などを広々と望むことができます。

さらに、この道路を南に向かいますと、別名信州の鎌倉とも呼ばれる「塩田平（しおだいら）」の美しい田園風景が広がる路線で、将来的には丸子町以東の「千曲ビューライン」まで延びる予定の道路となっております。

次に資料の2枚目をご覧ください。詳細について御説明申し上げます。

上田都市環状線の既存の広告物規制状況について御説明申し上げます。

国道18号までの山麓を通る18号バイパス等の区間につきましては、平成元年に両側300mを禁止地域、一部許可地域として指定しております。その延伸区間でありませぬ国道18号から図面下の方へ市道横山神畑線との交差点までの区間につきましては14年4月に両側100mを禁止地域に指定いたしました。

今回の指定案はその延長区間で、青色で示された市道横山神畑線から主要地方道鹿教湯別所上田線の下小島交差点までの区間870mの両側100mについて禁止地域に指定いたしたいとするものでございます。

禁止地域の規制幅につきまして、既存路線の国道143号バイパスを100mとしておりますので、平地を通る区間につきましては、道路からの眺望等を勘案して、幅を各100mとしたいと考えております。

このたびの指定案に関しまして、地元住民及び市民への周知、市民からの意見聴取の状況等でございますが、市においては沿道の規制予定範囲内に該当する地権者116名にハガキで通知のうえ、平成15年2月に地元説明会を持ちました。説明会には、23名の出席がございましたが、明確な反対のご意見等はございませんでした。

また欠席した関係者93人にも結果を報告しましたが、問い合わせはあったものの反対意見はございませんでした。

また「広報うえだ」において、平成15年3月1日から3月31日の1ヵ月間市民に対し広告規制の検討案について意見を求めてきましたが、反対意見はございませんでした。

最後に、今回の地域指定により、新たに不適格となる看板等の状況でございますが、薬局や携帯電話会社の案内看板など、13件の不適格広告物がございます。

これらは、いずれも3年の猶予の間に適法となるように、改修若しくは撤去が必要となってきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

唐沢会長

ありがとうございました。それでは今、ただいまの事務局のありました事項についてご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

笠井委員

単純な質問ですが、今回のこの地区は道路が延長した部分と考えてよろしいでしょうか。

中村推進幹

既存の拡張部分もございます。今回は新規路線もありましたけれども、今回は既存路線の拡張です。

笠井委員

そうしますと、従来あった道路の時には、景観上の問題はなかったのでしょうか。  
今回新たに拡幅して、バイパスとして組み入れられたことにより、条例の対象となったという理解でよろしいのでしょうか。

中村推進幹

今回は屋外広告物条例に基づき禁止路線の指定をするものですから、今回におきましては、先ほども御説明したとおり13件につきましては今回指定されますと違法になるということになっておりまして、良好な景観保全を図るために、新たに拡幅したことを契機に禁止したいということです。

笠井委員

質問を先に言ってしまって申し訳なかったが、少なくとも道路の両側における商業用の広告物というのは原則的に禁止した方がよかろうという考えをもっているものですが、こうした既存の路線にそのまわりに看板がある問題をどうするんだろうという考えがあって今のような質問をしたわけです。

滝沢委員

私、上田市の景観アドバイザーをしておりまして、この辺の経過については承知しておりまして、補足させていただきたいと思います。上田大橋という橋が新しくできました。上田の交通体系が大きく変わりました。この辺の地区は商業地区ではなかったものですから、大きな商業地ではなく小さなものがいくつかありました。既存の道がありました。4車線の中央分離帯のある道になってきております。景観的に言いますと商業地としてはなかったものですから、大きな看板はロードサイドにはなくて、いまだにあの店がぼつり、この店がぼつりできといったところで、いわゆる開発がこれから進んでいくところなんですね。今回の案のブルーの地区、と点線になっている地区の少し先まで工事が進んでおります。確かにこの道沿いには大きな店舗ができつつありますが、ここからちょっと入ったところには、グリーンパークというところがありまして、24時間スーパーとか2時までやっているCDショップとかができています。上田インターから降りて塩田平に向かって来ますと、上田大橋は高い位置にありますから、ここからきれいに塩田のスカイラインが見えます。早い時期に看板等良好な景観を保つことが必要だと皆に言われております。

笠井委員

私も、上田の駅に車を置いて、ほとんど毎日のように。  
詳しく御説明いただきましてよくわかりました。私一つ言いたいと思っていたのは、

地図を見ますと、今回の部分の先に予定路線とありまして、今後道路ができていくと思うのですが、道路が出来てきた部分だけではなくて、今後先に予定される部分をどうするかについて、考えておいていたほうがよいのではないか、という風に考えておりますが。

唐沢会長

これについてどうですか、地元の市の意見等も踏まえたなかで、県の考えはいかがですか。

中村推進幹

滝沢委員さんからもありましたとおり、現在先の路線についても工事が進んでおりますけれども、土木部の道路建設課へこの後の予定路線について進捗状況を聞いてきておりますけれども、今のところ最後の小島地籍から長野大学への迂回道路を活用しておりますが、しばらくは予定路線が完成する予定がないと聞いておりますので、とりあえず予定路線まで規制するということには今回はないと考えております。今後上田市とお話しした中で、指定に向けた話があったときはお諮りしていくこともあるかと思っております。

唐沢会長

よろしいですか。

笠井委員

はい、結構です。

唐沢会長

それでは、また今後の状況、市町村の状況を十分図り対応していただきたいと思っております。

唐沢会長

他にございますか。

はい、どうぞ。

奥谷委員

基本的なことで、わからないことで教えていただきたいのですが。許可地域というの

はシステムとしてかなりソフトな感じなのですが、長野県全体の景観、景観をよくしていこうという条例の趣旨からまいいりまして、そういう地域は思い切って拡大して行かなくてはならないと思います。田園地帯の中は白も青も赤も何もないということになると規制にかかってこない、多少矛盾を感じます。道路を規制するのはいいんですが、そうでない何もないところはどうするべきか。むしろ商業化が進んだところについては許可地域から外してもいいのではないかと。田園風景が守られたところは逆に規制をかけてもいいのではないかと。

中村住宅部長

今、奥谷委員さんから、お話のあったことはごもっともなことだと思います。ただ、許可地域というのは、かなり厳しいかというところではなくて、一定の基準がありますと全部許可しなければならないこととなっております。禁止地域というのは自己用以外は、ほとんどだめと言ったようになってはいるのですが、これだけ商業が発達している中で、禁止地域は特定の場所しか考えられないだろうというところなんです。そうすると許可を取ったら広告物が建つかどうかということになると、許可をとということで、一定の大きさや色だとかで許可を取れたらできるという地域が許可地域なんです。逆に考えますと許可があればなんでも建ってしまうというように考えた方がいいかもしれません。それよりも特別規制地域というのがございまして、こちらのほうは現在3つの町村と1つの路線があるわけですが、そこは一定の基準以外の物はだめだということになっております。ですから今、先生がおっしゃるような部分でいきますと、特別規制地域というようなものをある地域すべて導入していただいて、その地域の人たちの合意に基づいて、この程度ならいいのではないかと、こういうものならいいのではないかと、作っていくということが良いのではないかと。許可地域という言葉に惑わされてしまう。

許可地域だと逆にいうとなんでも許可さえあれば何でも出来てしまうと考えた方がいいと考えております。

奥谷委員

だから、許可の基準の取り方を今後きちっと整備すればと思います。

中村部長

許可の基準を地域の皆さんがこうだ、ああだと決めていくんでしたら、許可地域ということではなくて逆に、特別規制地域のほうに乗り換えてもらう方が、地域の広告物と等について、ある意味適正に広告できるし、地域のみんなが望むようなものが地域に出来てくると考えます。

奥谷委員

いずれにしても、何の色もついていないところについては制限のない地域なんですか。

中村部長

なんでもないところは確かに無制限な地域なんですが、逆に言うとそういうところは広告物を出しても効果のないところというか、自主的に広告物が掲出されていない場所と考えてもらった方がいいと思います。

ですから今回お願いする禁止地域の先線のところに行きますと、先ほど笠井委員さんから一番始めにお話があったように既存の道路を拡幅するところに若干の広告物があるかと思うのですが、先線になりますと、ほとんどないです。

あるものはなにかといいますと、先ほど滝沢委員さんからもありましたように、ぽつん、ぽつんと商業施設が個別に出来ている商業施設の自己の看板とか少し離れたところの看板ですので、地域そのものを特別規制地域とか許可地域とかということで、地域全部を考えなければならない状況にはまだなっていないという状況かと思えます。

したがって新たに出来る、若しくは出来た道路の周辺を禁止すれば当面は広告物に関してそれほど乱立して地域の景観を阻害するとは言えないと考えております。

唐沢会長

よろしゅうございますか。

はい。

小坂委員

私もちょっと説明を申し上げたいのですが、さきほどもありましたが、3年間の猶予期間があるということで、これもご理解をいただけないということもあろうかと思えますけれども。

先ほど13件の既存看板があるという説明でしたが、これは法律に違反しているというわけではなくて、正式に認められて掲出されていると言うことでご理解いただきたいと思えます。

そうしますと、本来は各掲出されました皆さんの財産であります。私ども従来主張して参りましたことは、この審議会で禁止地域とかを決めていきますと、たとえばですけれども、3年前に掲出した物ですら禁止地域として指定されますと3年で撤去していかなければならない。従来は1年でしたけど、これは除去する側にすれば自分の財産を失うことで、行政はこれに何ら保証をしていないと言うことに問題はないかということ提起して参りました。けれども、現状の所は若干の期間を延ばしていただき、こういう状況になっていることをまず御理解いただきたい。そして本来なら、普通道路をつくる、広げるという場合、必ず保証する、買い上げるということが本来でしょうが。この辺御

理解いただきたいと思います。

今、先生方からのお話に黄色いところ(許可地域)と赤いところ(禁止地域)があり、  
どうしたことだというお話がありましたけれども、これはそれぞれ理由があり黄色にした  
わけでありまして、少し視点を変えていただき考えて頂きたいのです。

この許可地域と禁止地域はおのずと制限が違うわけです。これを言い換えれば境界一  
つで広告が出来るところと出来ないところとでてきまして、これは出店にまで影響出  
てきますし、土地の評価までに影響してくるものだと言うことを考えていただきたいと  
思います。

その点でいけば今、奥谷先生がおっしゃる、やはり、統一した考え方でいくほうがむ  
しろいいのではないかという議論もでてくるかと思います。しかし事情もいろいろあり  
まして、やはり地域の活性化とか、地域に住む住民の便利さとか考えますと相当の出店  
も必要でありますし、また景観も大事でございます。

そこに住む人たちの便利さも大事でありますので、そこをうまく調和をして、ここは  
だめだよとか、ここはいいよというところも作っていただかないと地域の商業活動や地  
域の活性化の面からも問題があるのではないかと思います。

もう一つ、お話がありました、これから先の予定路線についてどうあるべきかという  
ことについては、付近に必ずお店がありますし、必ず看板も出てますので不親切ではな  
いかということもいえるのではないかと。当面予定路線があるのでしたら全体の規制をど  
うするかと考えることは違った面から必要ではないかと思っておりますけれども、この辺も少  
し懸念するところでございます。

御説明までに。

唐沢会長

はい。いろいろとご意見がありますが他にご意見はありますか。

はい、関委員

関委員

今回屋外広告物の規制をかけるということで、先程説明もありましたけれども、道路  
の性格をきちんと見ていかなければならないのかと思います。

長野市周辺でも郊外に新しい道が出来るわけですが、結局バイパスといっても  
量販店がずらりと並ぶ街並みになってしまいます。そういうことを想定して規制をかけ  
るということはわかりますが、交通の渋滞を緩和するということであればそもそも建物  
を建てないという形だってあり得ると思います。

道路を造るという部分と電柱の許可という物がリンクしてくるべきですし、屋外広告  
物の許可というものもリンクしてくるべきだと思います。

そういう発想で、道路を造るという時点からある程度先の沿道の景観とはなにかとい  
うことを想定した制限なり緩和なりということをにらんでいった方が大事ではないか  
という気がするんですね。このことが良いとか悪いとかという事を申し上げているわけ

ではないのですが。将来的な方法論として、もう少し入り口から出口までが一貫して体系化された景観づくりが出来るのではないかと思います。申しあげます。

唐沢会長

はい。ありがとうございました。つづいて市川委員

市川委員

赤い区域（禁止地域）は出店してはいけないということですか。広告の規制だけですよ。だとすると先ほど、施設の誘致とか産業活性化の妨げになるというお話があったんですけども、別に出店がいいということであれば、景観を考えた出店のモデルをつくれば良いと思ったんですよ。結局100メートル以降に出来てもこの道から山を見るためには、先ほどもあったように面で整備しなければ、大きなパチンコ店がお城のように山と道の間に来たら景観条例も何も意味がないわけですから、建物自体のあり方もここで話が出来ないようにならないものですかね。

小坂委員

ちょっとよろしいですかね。私申し上げたいのは、建物の問題ということではなくて広告の問題なのです。

屋外広告物条例ですから、この路線がたとえずっとありますが、ここまでは禁止地域でここからは許可地域です、となりますとこの境の地点で広告物の出し方が変わってきてしまいます。こうなりますと、大きく出したいところがありますと規制されてしまいます。あるいは、もう少し極端に言いますと、同じ商売をしているものがすぐ近くにありまして、片方はよくて、片方はだめだということになるわけですね。そこに商売の自由と言うことがあり、多少問題があるかということ、先ほど先生たちが言われたことに対してお話ししたんです。

もう一つ、私どもがお願いしていることは、規制することは確かに場所によっては必要だけれども見直しをしてくださいということです。

さきほど少しお話が出ましたように、できますれば規制地域から白地地域にする。この地域は活性化に必要な地帯になったとすればそこは許可地域にする。あるいは白地にする。そういった検討をいただき、そういう地域もあっても良いのではないのか。

過去に条例の改正に併せ、東部町の工業地域でしたか、禁止地域から許可地域に変更した例もございます。こういった見直しも今この場所で無理だと致しまして、今後お願いしたいというのも業界のお願い、要望ではございます。

唐沢会長

はい。それぞれご意見を頂いてるところではありますが、今日は屋外広告物の禁止地

域の御審議を頂いているわけです。景観の条例に関することからもいろいろ御意見がありましてありがとうございました。

何か特別ありますか。

笠井委員

今、あの会長さんがおっしゃったことを考えておりましたが、たまたま今回この道路の部分について諮問がだされておりますけれども、今の議論は景観そのものの基本的なことがらまで言及せざるを得なくなってくる。

小坂さんおっしゃっていることはそのとおりですけれども、やっぱり今回は道路だけの話ですけれども、こういった具体的な例のなかでもこのような景観の基本的な問題もきちんと考えていかなければならないと思います。

唐沢会長

それぞれ御意見がございまして、笠井委員さん、奥谷委員さん、市川委員さんから、小坂委員さん関委員さん、それぞれありがとうございました。

まあ、広告物から景観の全体の問題に御意見があったわけですが、先に景観条例の答申もしてございます。このなかで、できるだけこれらを配慮してもらい、また事によりましては、この審議会の中で検討していただくと言うことでお願いします。

今日はいずれにしましても屋外広告物の禁止地域の指定と言うことでございます。

それぞれ御意見がありましたが、本諮問の内容につきましては原案のとおり答申することに対しまして御異義ございませんか。

よろしければ御賛成頂きたいと思います。

(異議なし)

それでは、ただいま御賛成頂きましたので、これより答申させていただきます。

この場で答申させていただきますので準備が整うまで休憩させていただきます。

(休憩)

それでは、再会します。

答申書をお渡ししたいと思います。

平成15年7月28日 長野県知事 田中康夫様 長野県景観審議会会長唐沢彦三  
屋外広告物禁止地域の指定について 答申 平成15年(2003年)7月28日付け

建第253号で諮問のありました下記の事項については、諮問の通りで異存ありません。  
記 屋外広告物禁止地域の指定について。

(会長から部長へ手交)

中村部長

ただ今は、屋外広告物禁止地域の指定について異存のない旨答申いただきありがとうございました。今後、答申に基づき規則改正の作業を進め、すみやかに施行されるよう努めてまいります。

唐沢会長

それでは会議事項については以上で終わりにし、次に報告事項に入らせていただきます。最初に景観条例の見直しに係る答申につきまして、去る6月18日に知事に行いました。これにつきまして報告をさせていただきます。それからもう一つ景観施策の現況についてということで、一括でご提案申し上げますが、事務局から説明をお願いします。

中村景観形成推進幹

それでは資料2をご覧ください。6月18日には部会長である樋口委員さんにもお願いしたんですけれども、ご都合が悪く、唐沢会長さんから答申していただいたものでございます。知事のコメントという形で載せてありますが、4行目にございますように「本当に長野県が真の意味で持続的になるためには、乱開発ではなく、私達が一時的な都会に近づくような晴れの気持ちではなくて、全国の方が長野県に来たときには、逆にこの脱物質主義の時代の中で、真の精神的な晴れの気持ちを持っていただけることが重要である」とコメントしておりました。

それと下から4行目でございますが、「活発なご議論をいただいたということは部長からも伺っている。是非実効性のあるものとしたい。」としております。

中身につきましては、2ページ以降で説明したいと思いますが、4月25日の審議会の時から、今回6月18日の答申のものと同様と変ったところだけ説明したいと思います。基本理念でございますが、3点ということは変わってございません。前回の審議会では、「長野県の貴重な景観は県民の資源です」としていましたが、答申では、「長野県の景観は地球全体の誇りであり、地球全体の貴重な資源」と記載しました。また2番目ですが「私達が居住環境の中で享受し、日々の生活で築き上げるもの」としていましたが、「私達の景観は、私達が居住環境において享受し、日々の生活の中で守り育てていくもの」という形が変わっております。また、3番目ですが「まちを育てていく動機付けの根本」としていましたが、「美しいまちの育成は21世紀に県民協働で取り組むべき最も価値あるプロジェクトの一つ」ということで基本理念の言葉を変えさせていただきました。

下へ行きまして目的の所ですが、私たちが美しく心地良い居住環境の中で暮らすため、

と美しく心地良い居住環境を次世代に引き継ぐため、という記載にし、「美しく」という言葉を入れさせてもらっています。

施策の方向とか、具体的施策は変わっておりません。効果のところでは、持続可能性のある開発ということで、前は開発との調和、サステイナブル意識というところを変えてございます。このような内容で答申をしていただいた、ということでご理解をいただければと思います。

3ページ以降につきましては、各報道等で記事になったものでございます。一例だけご説明します。4ページをご覧ください。長野日報さんの記事ですが、一番上の所、景観をめぐっては最近開発や建築行為との調整、住民意見の反映など、現在の条例では解決が難しい問題が表面化している。そこで、県の景観施策のあり方として景観意識の醸成、景観の価値観の共有等、目標、指針の設定。条例見直しの方向性として開発行為に係る住民参加、情報公開を保障した事前協議プロセスの制度化、といった内容の報道となっています。

これに向かって、建築管理課と企画局地球環境課とで一緒になって、条例を検討しているところでございます。以上答申について説明いたしました。

続きまして、資料3の景観施策の現況について説明いたします。まず1ページですが、平成15年度の景観形成施策体系でございます。住宅部としまして、「安心と潤いのある生活空間を目指して」という項目がございます。これにおきまして、景観係で「美しい景観形成の推進」という柱を立ててございます。これをもとに、「県民意識の高揚」「良好な景観への誘導」「個性豊かな景観の形成」という3本柱を立て、景観施策を推進しております。事業名につきましては、四角で囲んで記載のとおりですが、この他にゼロ予算事業というものがございます。次世代につなげる景観創造事業があります。これにつきましては、小学生高学年を中心に職員が学校等に出向いて景観の大切さ等を勉強していただく。という形で各地方事務所においてはやってもらうことになっています。もう一つは違反広告物のパトロールでございまして、各職員が出張の際に違反広告を見つけた場合には、市町村へ通報して対応していただく、というものでございます。建築課職員だけでなくその他の職員にもやっていただくものです。今回15年度で取り入れたものです。

次に2ページでございますが、平成14年度の景観条例に基づく届出状況でございます。大規模行為の届出で合計が下の方にありますけれども、13年度は394件でしたが、14年度は374件で若干減っております。景観形成重点地域内の届出でございます。13年度2786件でしたが、14年度は2063件ということで落ち込んでおります。

次3ページの景観形成重点地域についてでございます。景観形成重点地域は、景観形成上特に重要な地域について県が指定をしてところでございます。ご覧の4地区が重点地域となっております。指定の効果につきましては、3にありますが一定規模以上行為の事前届出により景観形成に係る細かな指導ができる。屋外広告物の除去等の補助制度の活用により景観形成を推進できる、ということでございます。

次4ページをご覧くださいと思います。景観形成住民協定の認定ということでご

説明します。目的にあるとおり住民が地域の景観づくりについて一定のルールを定めて、地域に根ざした景観形成の推進を図ることを目的としております。長野県につきましては、142件で、全国一の協定数でございます。熱心に取り組んでいただいております。他の県では滋賀県で70件となっております。8月7日に知事から認定書の交付を予定しております。山村代官屋敷のあるまち大手町住民協定から上田市中央通りまちづくり協定までの5ヵ所でございます。市町村の内訳は4にあるとおりでございます。若干説明をしたいと思います。5ページでございますが、山村代官屋敷のあるまち大手町住民協定でございます。木曾右岸地域にありまして、町の史跡としまして江戸時代、木曾地方の代官屋敷であった山村氏の屋敷を中心としまして、昭和初期に創られた教育会館もでございます。(2)に主な協定事項がございます。建築物は、「歴史的な建造物は復元を基本とする」。緑化については、「敷地内で緑化の可能な場所への緑化に努めること」としてあります。2番目が安曇野真々部・小倉梓橋線景観形成住民協定でございます。ここは、松本市の界に近い県道小倉梓橋線の沿線でございます。アルプスの眺望ですとか豊かな田園景観を守ることを目的としております。協定内容でございますが、周辺建築物等の景観との調和に配慮したものとする、緑化については水田の畦にできるだけシバザクラを植えることとしております。次3番目、6ページでございますけれども、上山田温泉一丁目中央通り線沿線景観形成住民協定でございます。上山田温泉の中心を通ります中央通り線で、調和のとれた温泉街づくりを推進しようというものでございます。主な協定事項としましては、建築物の外壁の色は、落ち着いた色合とすること、屋外広告物について、看板は自家用に供するもの以外は設置しないようにするということとされております。次にビュータウン茂沢景観形成住民協定でございます。これにつきましては、町の土地開発公社の分譲した土地でございます。浅間山、蓼科山、千曲川を望む自然景観が素晴らしいところでございまして、そういった景観を守り、魅力あるまちづくりを目指す目的です。主な協定事項では、建築物の形態や色彩は周辺の景観との調和に配慮したものとする、協定区域内の自然林について森林整備を実施する、ということとされております。5番目の上田市中央通りまちづくり協定でございます。上田駅前から始まる中央通りでございます。電線の地中化等が進みまして、商店街の景観形成に関する意識が高まったことから協定になったものでございます。主な協定事項としましては、建築物については2階以上の壁面については華美な装飾を避け、落ち着いた統一感あるものとする、屋外広告物について看板は街並みの調和を考慮しながら店の個性を表現したものとする、その他としまして自動販売機の設置について極力避けることとされております。8月7日に認定書を交付する地区につきましては以上でございます。

次に7ページをご覧くださいと思います。景観サポーター年度別活動状況でございます。今回は第5期ということで、去年の7月から来年の6月30日、2年間の任期となっております。若干減っておりますけれども、募集等行ったものでございます。活動状況ですが3にありますとおり、屋外広告物の除去ですとか地域観察会等を行ってっております。

次に平成14年度の地域景観推進会議の実績でございます。主な活動については、佐久ではタウンウォッチング、上小、諏訪で景観観察会、各所で行われております。

次に9ページでございますが、地域景観整備事業でございます。これにつきましては、

先程4箇所の重点地域があると申し上げましたが、その地域におきます住民、市町村が行う景観形成活動に対しての助成でございます。補助内容は景観形成推進事業と修景事業がございます。景観形成推進事業につきましては、普及啓発、研修、景観対策等を行った場合に、市町村補助の2分の1、限度額が50万円以内という形でございます。また、修景事業でございますが、電柱の移設を行う市町村、屋外広告物の除去等を行う事業者に対して2分の1の補助を行うものでございます。事業の実績は10ページでございまして、景観形成推進事業は11市町村で370万、修景事業は4市村で91万8千円、合計461万8千円でございます。15年度につきましては、350万の予算を盛っております。

次に11ページ、屋外広告物対策の概要についてをご覧ください。先程資料1のところで説明申し上げたところと重なる部分を省略させていただきます。3の違反広告物対策でございます。違反広告物の是正に係る権限は市町村に委譲しており、市町村と十分な連携を図りながら適切な広告物の表示、掲出に努めておるところでございます。これからの予定でございますけれども、(1)としまして屋外広告物適正化旬間でございます。9月10日から19日が実施期間となっております。これを中心としまして市町村、関係団体、景観サポーターと連携しまして行って参りたいと思います。去年は県下120市町村で169ルート、参加者数944人、除却1265件という状況でございます。また、違反ビラ、ポスターの巡回による簡易除却を順次やっているところでございます。4でございますが、屋外広告物講習会の開催でございます。今後法定講習会を来年2月に予定しております。また、技術講習会を本年11月に屋外広告業者、市町村担当職員を対象にやっていきたいと思っております。

次に公共サイン、公共看板でございます。12ページにございますけれども、若干事例として出してあります。統一デザインによる案内看板等の整備事例でございます。左側に木曽広域連合の公共サインです。木曽郡3町8村によりますサインシステム整備事業でございまして、色は木曽グリーンという濃い緑にしまして1041本設置しまして観光客等の案内をしております。計画においては大変でございまして、10年近くかかっておりまして、お金のほうも9億近くかかっております。あと、事例としまして駒ヶ根市の事例、右の方へ行きます山ノ内町の統一看板、小布施町では誘導サイン19基、木柱20基を設置したということでございます。望月町は実際には公共看板ではなく屋号看板ですが、地元商店街が協力して作ったということです。このような形になると景観も良くなってくると思われまして、大鹿村においても、このような看板は非常に景観にマッチしているということでございます。

資料3については以上ですが、過日国土交通省の方から「美しい国づくり政策大綱」が出まして、参考資料として配布してありますので、説明します。

酒井企画員

それでは参考資料の3をご覧ください。美しい国づくり政策大綱についてですが、これは7月11日に国土交通省が発表したものでございます。歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるというものでして、本審議会や部会にお

きます。景観条例の見直しの議論の中でも、答申の報告で申し上げたとおり、意識の醸成、地域の個性を活かした景観形成、住民の参加、コンセンサスの必要性など共通点といたしますが、先取りをしていただいております。国の動向には引き続き注目して参りたいと思っております。ボリュームがありますので、要点だけかいつまんで説明申し上げます。次のページをお願いします。目次ですが、3つの構成になっており、現状に対する認識と課題、美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方、美しい国づくりのための施策展開となっております。

次、1ページをご覧ください。前文ですが上から6行目のところです。社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人ひとりにとって、本当に魅力あるものになったのであろうか？という問題提起があります。そして後段のところ、国土を国民一人ひとりの資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵をきることにいたしました。としております。基本的な考え方の部分です。

2ページをご覧ください。現状に対する認識と課題です。我が国の景観、風景の現状ですが、水と緑豊かな美しい自然景観、風景に恵まれているとしており、白馬村の写真も載っています。

3ページでございますが、価値が再発見され、保全や復元の取り組みが見られる。として奈良県橿原市、神戸市の例が載っています。他方美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性、画一的な景観が見られる。とありまして看板の乱立、電線類などの例が揚がっております。

4ページです。ごみの投棄などの国民のモラルを問われる事例として、放置自転車、自動車の例です。また、公共事業も美しさへの配慮を欠いていたとして、日本橋の上を通る高速道路、消波ブロックの例でございます。

5ページをお願いします。これまでの取り組みとして、景観形成のための事業、規制、誘導策の事例でございます。また、取り巻く情勢としまして、眺望・景観をめぐる紛争が各地で発生、独自の条例を定める地方公共団体の増加、NPO等による公共施設の管理への参画などが指摘されています。

6ページをお願いします。の美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方でございます。取り組みの基本姿勢としまして、地域の個性重視、美しさの内部目的化、良好な景観を守るための先行的、明示的な措置、これはどういうことかといいますと、地域住民自らの評価や自覚の上に立って、損なわれる前に法規制をかけるという措置が重要としています。そして、持続的な取り組み、市場機能の積極的な活用、7ページへ行きまして良質なものを長く使う姿勢と環境整備となっております。

7ページ、(2)地域ごとのコンセンサスの状況に応じた施策展開ですが、括弧の所です。

悪い景観と誰もが認めるものへの対応として、電線、景観と調和しないガードレール、捨て看板、ごみなど景観阻害要因の除却、不良なものの改善が重要としています。また、優れた景観と誰もが認めるものへの対応として、歴史的景観や自然景観は行政と国民の責務として保全すべきとしています。

次8ページでございます。普通の地域、コンセンサスがなかったところでの対応ござい

ます。住宅地や商店街、駅前、郊外バイパス、こういった地域ではコンセンサスを形成するプロセスを経る住民主体の地道な取組みが重要である。とされています。(3)の各主体の役割りでございます。住民、NPOの参画と主体的取組み、地方公共団体特に市町村、国の役割り、9ページへ行きまして企業、専門家、施策の連携等の指摘がございます。(4)の各主体の取組みの前提となる条件整備でございます。人材育成、情報提供、技術開発について記載されております。

次に10ページをお願いします。美しい国づくりのための施策展開でございます。ここでは、考え方を具体化するための15の具体的な施策を掲げております。一つ目は、事業における景観形成の原則化でございます。これは、景観形成に寄与する要素を事業実施の際にグレードアップ的に行うのではなく、原則として実施すべき要素とするための措置として行うということでございます。ガードレールの景観への配慮の原則化などが記載されています。

11ページへ参りまして、2公共事業における景観アセスメントシステムの確立でございます。これは事業実施によって形成される景観に対して住民や有識者の多様な意見を聴き、評価し事業案に反映する仕組みを確立するというものでございます。3は分野ごとの景観形成ガイドラインの策定、4は景観に関する基本法制の制定でございます。景観に関する基本理念、国、地方公共団体等の責務、市町村単位での総合的な計画、これに基づく幅広く景観に関する行為規制を行う仕組み、とされています。県としまして景観条例の見直しに当たり、注目すべきところと考えております。

12ページをご覧ください。5緑地保全、緑化推進策の充実、6水辺・海辺空間の保全、再生、創出でございます。

13ページをお願いします。7屋外広告物制度の充実等でございます。平成16年度におきまして屋外広告物制度の実効性の確保、特に良好な景観を保全すべき地区に係る市町村の役割の強化、屋外広告物業の適正な運営の確保などの観点から、制度の充実を図ることとしております。また、違反屋外広告物を都道府県知事が簡易に除却できる制度に関する手続の整備がなされることとされています。

14ページをお願いします。8電線地中化の推進でございます。コストの縮減、沿道も含めた新たな整備手法、地方公共団体等への支援制度などの検討がなされます。県としましても土木部におきまして推進しているところでございます。9地域住民、NPOによる公共施設管理の枠組みの検討、10多様な担い手の育成と参画推進となっております。

15ページでございます。11の市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進以下15の技術開発まででございます。以上15の施策でございます。次のページ以降のカラーのものはこれまで説明申し上げた要約でございますので、またご覧いただければと思います。説明は以上です。

唐沢会長

ありがとうございました。ただいま、以上3点につきましてそれぞれに説明がありましたが、ご質問、ご意見はございますか。

それでは特にご意見等ないようでございますので、以上で閉めさせていただきます。  
それでは最後にその他の関係でございますが、何か委員さんの方でございますか。

#### 木下委員

すいません、木下でございます。いま配っていただいているのをちょっとご覧いただきたいんですが。

私、景観に対しては住民みんなが関心を持つことが一番大事なことではないかと思っております。これ自体は事前のインフォメーションなんですが、ちょっとお聞きください。

6月1日というのが、ちなみに写真の日でございます。その日にですね、風越山、飯田にある山なんですが、これは先程の上田の太郎山とか、安曇野の有明山と同じように、県外にはあまり有名でなくても、飯田においてはみんなが馴染んだ山でほとんどの人が知っている、知らない人はほとんどいない、そういう山です。それと写真の日を組み合わせるみんなで一斉にこの山を撮ったらどうかというイベントをやりました。それで200点ほど集まったんですが、飯田市が威信をかけて造った公園の「風越こどもの森公園」という場所で明日から展示をしてありますので、飯田に来る予定或いは名古屋へ行く途中にお寄りいただければと思います。写真といたしましても、風越山の方に向けて写真を撮っているわけですが、その時にここにある写真のとおりですが、飯田の中央通りから観たものですが、山だけでなくまわりの景観も必ず入ります。そういうことをどうしてみんなで街をよくしようという趣旨でやっております。

#### 唐沢会長

はい、これは木下委員さんからの報告でございますのでご覧いただきたいと思います。

#### 小坂委員

さき程ちょっと申し上げればよかったのですが、美しい国づくり政策の大綱についてご説明いただきましたが、15項目に渡って具体的なお考えをお示しいただいている訳でございますが、今日まで私ども、景観条例というとなわち広告物の指定とか広告物の見方というものにある程度集中をしていただいたものと思うんですが、それはそれなりに必要であったかもしれませんが、やはり今回長野県の条例を見直すという中には景観に対する哲学とか理念とかいうものもあったと思いますが、ひとつには軽井沢のマンション問題というものがそこにあったのではないかと承知をしておりますが、これからもう少し広く景観という問題についてはお考えをいただいて、建築物の問題とか色彩とか15項目に渡っているわけでございますが、これについてやはりできますれば今後、長野県の景観のガイドラインというようなものを造ることがいいのか、また御当局にお考えをいただいて誰が見ても分かるというようなものをもう少しやさしくして、お金を支援していただいて、みんなを誘導していくという方向に持っていくのが非常に大

事ではないかと思えます。

地域によっては色彩をゾーンごとに決めるとか、いろんな事をやってらっしゃいます。また、日本で一番人気のある場所ということで湯布院が常に挙げられますが、あそこは木を中心にした木造づくりの街並みをつくっている、私も4回ぐらいいきましたが。小布施もある意味では北の湯布院或いは東の湯布院と位置づけられているわけですが、街並みを非常にお考えいただいているわけですが、そんなことを含めて、いろいろ知恵を出し合っていて、そんなものをこれから検討いただけたらありがたいなど。

同時に、今回答申を出しましたが、全国の大綱も参考にいただいて必要な部分については生かしていただくというようなことでお願いします。

唐沢会長

何か県の方でご意見ございますか。

中村部長

先程知事への答申の結果報告として、コメントについてお話がありましたが、私どもも答申をいただきましたのでそれに基づいて景観条例を見直していきたいと思えます。特に国の方からこういう形で大綱が示されましたので、景観に留まらず、総合的な立場で考えております。

ただ、私ども住宅部で所管している景観条例という分では前回の審議会で答申をいただいてそれに基づくわけですが、ご案内のように企画局所管でありますまちづくり条例といいますか、県土全体をどういうふうにやっていったら良いかということで、それをまた条例を進めておりますが、それとの整合を図っていかないといけない面で、私ども景観条例だけが先行してやっていくわけにいかない事態にいまきておりますのでその辺はご了解をいただいて、またそれとの擦り合わせの段階等では当審議会にもご意見をお伺いする機会があるかと思えます。

唐沢会長

ありがとうございました。他には。

新井委員

実はこの美しい国づくり政策大綱が、部会で何人かで話し合った内容に非常に近い内容で、それより先に県の答申が出たと、後から出てきて部会に非常に近い内容がほとんど出てきてますが、実は国の方が突っ込んだ表現がしてあると。当然部会の中では良いもの悪いもの、美しさの基準をつくると当然良いもの悪いものの区別が出るとの話が出たんですが、まさか国から誰がみても良いもの誰がみても悪いものという言葉が出ると

は予想だにしなくて、びっくりしたんですが。

そもそも何故規制が必要かというところから実際話をしたと思うんですが、やはりその作り手側、意思の高い人はいいいんですが、現状だと作り手側だけにまかせていたらやっぱり良好な景観は今後ずっと連綿とつながっていかないんじゃないかと思います。やはり規制が強くなってきている、国からもでてきているというところが多分にあるのではないかと、

だからその作り手側の責任ともう一つは地域合意のためには、ただ単に学習をすることではなくて、やっぱり地道に外へ出て自分の地域を汗をかいて良くしていくって活動がない限り地域合意というのは難しいのかなというところで、やはり地域同士の活動に根ざした地域の個性化の意思の結集みたいなのが大きな景観の流れになっているのかなと。もう少し長野県の景観についても突っ込んでいかないと国で出したヤツにまけちゃうぞと、国より個性化というのがある程度ないことにはやっぱり本物になっていかないなという感じはこれを見て思いました。

唐沢会長

他に何かございますか。

それでは以上をもちまして会議を終わりたいと思いますが、大変委員の皆様方には長時間にわたりましてご議論をいただきまして心から感謝します。

3時15分終了